



※改正後の新規分類の名称については仮称。

# 現行

## 清涼飲料水の成分規格

- 1. 混濁
- 2. 沈殿物
- 3. 重金属類 (Pb, Cd, As, Sn)
- 4. 大腸菌群
- 5. 腸球菌及び緑膿菌 (ミネラルウォーター類のうち殺菌除菌無のもの)
- 6. パツリン (りんごの搾汁及び果汁のみを原料とするもの)

### その他の清涼飲料水の製造基準

**2. 原水基準**

水道水

**26項目**

- 微生物(一般細菌、大腸菌群)
- 化学物質(シアン、フッ素...)
- 重金属類(Pb, Cd, As...)
- 性状(pH値、味、臭気、色度...)

- 1. 水以外の原料
- 3. 器具容器包装
- 4. 殺菌又は除菌
- 5. 記録
- 6. 打栓

### ミネラルウォーター類の製造基準

**1. 原水基準**

水道水

**18項目**

- 微生物(一般細菌、大腸菌群)
- 化学物質(シアン、フッ素、バリウム、ホウ素...)
- 重金属類(Pb, Cd, As, Se...)

- 2. 器具容器包装
- 3. 殺菌又は除菌
- 3.' 殺菌除菌無 (芽胞形成亜硫酸還元酵素、腸球菌、緑膿菌...)
- 4. 記録

# 改正後

## その他の清涼飲料水の成分規格

- 1. 混濁
- 2. 沈殿物
- 3. 重金属類 (Pb, Cd, As, Sn)
- 4. 大腸菌群
- 6. パツリン

## 飲料水の成分規格

- 1. 混濁
- 2. 沈殿物
- 3. 化学物質 (シアン、フッ素...)
- 4. 微生物 (一般細菌、大腸菌群)

## ナチュラルミネラルウォーターの成分規格

- 1. 混濁
- 2. 沈殿物
- 3. 化学物質 (シアン、フッ素、バリウム、ホウ素...)
- 4. 5. 微生物 (一般細菌、大腸菌群、腸球菌、緑膿菌、芽胞形成亜硫酸還元酵素性菌...)

### その他の清涼飲料水の製造基準

2. 原料として用いる水

水道水

飲料水

ナチュラルミネラルウォーター

- 1. 水以外の原料
- 3. 器具容器包装
- 4. 殺菌又は除菌
- 5. 記録
- 6. 打栓

### 飲料水の製造基準

原水基準 なし

- 2. 器具容器包装
- 3. 殺菌又は除菌
- 4. 記録

### ナチュラルミネラルウォーターの製造基準

原水基準 なし

- 2. 器具容器包装
- 3.' 殺菌除菌無
- 4. 記録

※冷凍果実飲料・原料用果汁は省略。改正後の新規分類の名称については仮称。